

企画内容

子育てを支援する広告主・商材・サービスを対象に広告料金を割引！！

- 例 家事・育児の負担軽減商品（家事代行サービス、育児支援サービス等）
 乳幼児関連商品（ベビーカー・おもちゃ・洋服）、病院（小児科や小児受診可能の告知）
 妊娠中の女性向け商品やサービス、学童、子供向け（親子向け）のイベント告知や施設 など
 ※上記以外の広告主・商材については、事前に担当者までご確認ください。

対象期間

令和6年1月～令和6年9月掲出開始分

対象媒体・広告料金

対象媒体	商品詳細	広告料金	注意事項
バスラッピング	フルラッピングのみ対象	30%オフ	・ラッピングバスは2台まで適用可とします。 ・燃料電池バスは適用対象外とします。
バスまど上ポスター及びステッカー			

備考

各媒体共通の注意事項

- ・既にお申込みいただいている案件は、本キャンペーンの対象外となります。
- ・官庁割引をはじめ、他の割引制度やキャンペーンとの併用はできません。
- ・パチンコ広告等、規制業種は適用不可とします。

企画内容・広告料金等

申込時点でラッピングバス（フルラッピング）を出稿している広告主向けに、2台目以降のラッピングバスを割引します。

申込台数	最低申込期間	割引率
6台目以上	1年	<u>35%</u>
2～5台目	1年	<u>25%</u>

対象期間

令和5年4月～令和6年3月掲出開始分

備考

- ・フルラッピング限定となります。
- ・既存ラッピング車両と追加申込車両は、同一営業所でなくとも適用可能です。
- ・渋谷特S、渋谷S、深川特A、青梅は割引適用対象外です。
（既存ラッピング車両が上記営業所の場合はキャンペーン適用可能です。）
- ・追加申込車両の掲出開始時点で、既存ラッピング車両の掲出期間が6ヶ月以上ある場合に限り適用となります。
- ・当該広告主の出稿台数が前年度を上回る場合に限り、適用可能です。
- ・既存ラッピング車両の広告料金は従前のままとなります。
- ・既存と追加のラッピングバスは、異なる意匠・異なる商材での掲出も可能です。
- ・既存ラッピング車両と追加申込車両の取扱広告代理店が、同一である場合に限り適用可能です。
- ・特別区の景観条例等の規制により、既存ラッピング車両と同じ意匠を追加申込車両に使用できない場合があります。

企画内容・広告料金等

ラッピングバス（フルラッピング）の年間申込で、台数に応じて段階的にお得な割引をします。

申込台数	最低申込期間	割引率
5台以上	1年	<u>30%</u>
1～4台	1年	<u>20%</u>

対象期間

令和5年4月～令和6年3月掲出開始分

対象媒体

ラッピングバス（フルラッピング）

備考

- ・令和元年4月以降に出稿実績のない広告主のみ適用となります。
- ・車両は同一営業所でなくても適用可とします。
- ・渋谷特S、渋谷S、深川特A、青梅は適用対象外となります。